

○八王子市ブックスタート事業実施要綱

平成20年4月1日施行

改正 平成25年8月26日

改正 平成26年4月1日

改正 平成28年4月1日

改正 令和3年10月18日

改正 令和7年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市図書館条例施行規則（昭和59年八王子市教育委員会規則第8号）第2条第1号コ及び第2号キに基づいて、地域の赤ちゃんに本と出会い、親しむ機会を贈るとともに、子育てに役立つ情報を伝え、親と子のふれあいのひとときを応援するブックスタート事業（以下「事業」という。）を実施することにより、赤ちゃんが健やかに育ち、またその保護者が安心して子育てができる環境づくりに寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業は、市内に住所を有する満3か月を超え、満1歳を迎える乳児（以下「乳児」という。）及びその保護者を対象者とする。

(実施場所)

第3条 この事業の実施場所は、八王子市図書館で行う。

(周知方法)

第4条 この事業は、乳幼児健康診査実施要綱に基づき実施する3～4か月児健康診査のお知らせによる個別通知等に引換券を同封することにより周知する。

(事業内容)

第5条 この事業は、引換券を提示した乳児及び保護者に対して、ブックスタートの趣旨を伝え、絵本の読み聞かせとわらべうたの実演を行い、絵本、子育てに役立つ情報冊子等の入ったブックスタートパックを贈る。

(ボランティア)

第6条 この事業を実施するため、次に掲げる要件を満たす者をブックスタートボランティア（以下「ボランティア」という。）として登録する。

(1) 赤ちゃんと本に愛情のある者とする。

(2) 八王子市に在住し、継続的に活動できる18歳以上の者とする。

(実施体制)

第7条 この事業は、図書館、こども家庭センターが子育て支援に連携し、ボランティアと協働して実施する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、生涯学習スポーツ部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。